

令和 8 年

【 歯科医療機関 各位 】

三重県津市健康福祉部健康づくり課

妊婦の歯科健康診査に関する費用の助成について（依頼）

津市では、妊婦歯科健康診査に関する費用の助成を実施しています。
妊婦歯科健康診査に関する留意事項は別紙のとおりです。御確認の上、
受診の際には御配慮頂きますようお願いいたします。

津市 健康づくり課

〒514-8611

三重県津市西丸之内23-1

電話：059-229-3310

FAX:059-229-3346

津市 妊婦歯科健康診査費用助成の流れ

【委任書を使用する場合(医療機関が費用の請求及び受領に係る事務を実施する場合)】

1 対象者

津市に住所を有する妊婦

2 予約時

対象者であるかをご確認ください。

「津市妊婦歯科健康診査受診票兼結果票(A5りんどう色両面)」を持参するよう伝えてください。

3 受診時

「津市妊婦歯科健康診査に係る権限の委任書」及び「津市妊婦歯科健康診査受診票兼結果票」の太線枠部分を受診者が記入する。＊点線枠部分は医療機関にて記入してください。

(A5 りんどう色両面)

4 健康診査を実施

健診結果を母子健康手帳及び「津市妊婦歯科健康診査受診票兼結果票」に記載してください。

5 受診者の費用

健診費用から助成金3,000円を引いた自己負担額を受診者に請求してください。

6 市への請求

「津市妊婦歯科健康診査に係る権限の委任書」及び「津市妊婦歯科健康診査受診票兼結果票」と「津市妊婦歯科健康診査実施報告書(兼)請求書」を健診実施月の翌月 10 日までに、久居保健センターへ送付してください。

請求書は、津市公式ウェブサイト「妊婦歯科健康診査」より、ダウンロードしていただき、月ごとに取りまとめ、健診実施月の翌月 10 日までに津市長宛てに提出してください。複数月の取りまとめや同月分を分割しての請求は行えません。

請求書へは請求者個人(代表者)を特定できる朱肉の印鑑をご使用ください。印鑑は原則、年度内同一のものを使用してください。

送付先

津市久居保健センター(〒514-1192 津市久居新町 3006 番地 ポルタひさい 1 階)

電話番号 059-255-8865 FAX 番号 059-255-1999

※業務の都合により電話が繋がらないことがあります。

津市 妊婦歯科健康診査費用助成の流れ

【委任書を使用しない場合

(医療機関が費用の請求及び受領に係る事務を実施しない場合)】

1 対象者

津市に住所を有する妊婦

2 予約時

対象者であるかをご確認ください。

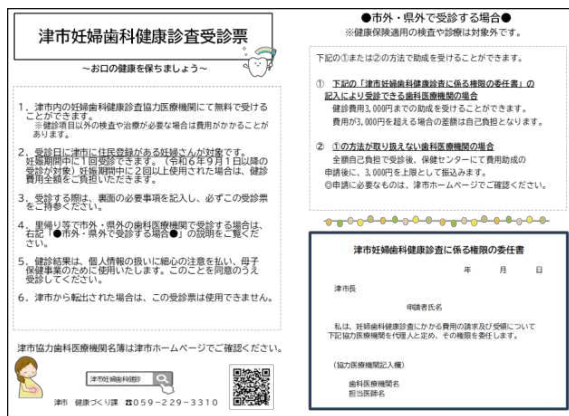
母子保健のしよりの「津市妊婦歯科健康診査受診票兼結果票 (A5りんどう色両面)」を持参するよう伝えてください。

3 受診時

「津市妊婦歯科健康診査受診票兼結果票」の太線枠部分を受診者が記入する。

*点線枠部分は医療機関にて記入してください。

(A5 りんどう色両面)



津市妊婦歯科健康診査受診票

～お口の健康を保ちましょう～

- 津市内の妊婦歯科健康診査協力医療機関にて無料で受けることができます。
※診察科目以外の検査や治療が必要な場合は費用がかかります。
- 受診日に津市に住所登録がある妊婦さんが対象です。
妊婦期間中に1回受診できます。(令和6年9月1日以降の受診のみ) 妊婦期間中に1回以上使用された場合は、健診費用全額をご負担いただきます。
- 受診する際は、薬歴の必要事項を記入し、必ずこの受診票をご持参ください。
- 県外(津市以外)で受診する場合は、上記(●)「市外・県外で受診する場合」の説明をご覧ください。
- 健診結果は、個人情報扱いに細心の注意を払い、母子保健事業のために使用いたします。このことを同意のうえ受診してください。
- 津市から輸出された場合は、この受診票は使用できません。

津市協力歯科医療機関名簿は津市ホームページでご確認ください。

津市健康づくり課 059-229-3310

津市妊婦歯科健康診査に係る権限の委任書

津市長 年 月 日

保健者氏名

私は、妊婦歯科健康診査にかかる費用の請求及び受領について下記協力医療機関を代理人と定め、その権限を委任します。

(協力医療機関記入欄)

歯科医療機関名 担当医師名



津市妊婦歯科健康診査受診票兼結果票

※太線内すべての項目をボールペンでしっかり書いてください。

フリガナ
妊婦氏名

生年月日 西暦 年 月 日 () 歳

住所 住民票登録地 〒 津市

電話

出産予定日 202 年 月 日 (妊娠週数 週)

上顎

下顎

歯の状態

健全歯/むし歯(未処置) 歯欠損

要治療のむし歯

歯石

歯肉の炎症

特記事項

上記のとおり、健康診査結果を報告します。

医療機関名 担当医師名

4 健康診査を実施

健診結果を母子健康手帳及び「津市妊婦歯科健康診査受診票兼結果票」に記載してください。

※「津市妊婦歯科健康診査受診票兼結果票」は受診者による津市への費用助成申請時に必要であるため、すべてご記入のうえ、受診者に渡してください。

5 受診者の費用

健診費用を受診者に請求、徴収し、領収書等を発行してください。

6 市への請求

医療機関からの請求は不要です。

受診者から市へ費用助成の手続きをするようご案内ください。

問い合わせ先

津市健康福祉部 健康づくり課 管理担当 (〒514-8611 津市西丸之内23番1号)

電話番号 059-229-3310 FAX 番号 059-229-3346